

[事案 24-37] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

利息が 4% つくとの説明を信じてドル建て個人年金保険に加入したが、実際には違った商品内容だったとして、契約を取消し、利息 4% および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 8 月にドル建て個人年金保険に加入したが、下記の理由により、契約を取消し、利息 4% をつけたうえで、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から「元本割れしそうなときは、すぐに解約できるので大きな損はない」と言われた。
- (2) 契約時および契約の 3 年後に、募集人から「この契約は利息が 4% つく」と説明を受けた。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人が「元本割れしそうなときは、すぐに解約できるので大きな損はない」「利息が 4% つく」等の発言をした事実はない。
- (2) 本契約は、申立人の意向どおりの商品である。契約の 3 年後にも、商品内容について再度説明し、申立人の意向を再確認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、詐欺に基づく取消し（民法 96 条 1 項）、又は、要素の錯誤に基づく無効（同法 95 条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、その夫、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

○元本割れについて

- (1) 申立人及びその夫からの事情聴取によると、申立人夫妻も、本契約が為替リスクを伴う商品であることは理解していた。為替リスクについては、申込書および「確認書」欄に、為替リスクについての説明があり、これを確認したことを意味する申立人の署名捺印も存在する。
- (2) そうすると、申立人の主張は、為替リスクは承知しながらも、募集人が、「元本割れしそうな時はすぐ解約するので大きな損はない」と説明したという点に集約されるが、募集人はこれを否定する。
- (3) 一般的に、募集人が個々の契約について、為替レートの変動により元本割れしそうな時に個々の契約者にそれを伝えて解約を勧めるということは極めて困難であることも考えると、他に証拠がない限り、募集人が上記発言をしたとの事実を認めることはできない。

○4%の利息について

- (1) 申立人は、加入時に、募集人から「4%の利息がつく」との説明を受けたと主張するが、募集人はこれを否定する。他にこれを裏付ける証拠はなく（募集資料のどこにもそのような記載は存在しない）、募集人が上記発言をしたとの事実を認めることはできない。
- (2) 申込書の余白には、平成20年に保険会社が申立人に確認した際、「平成17年8月に申し込んだ米国通貨建個人年金保険契約については、当方の意向通りの内容であり、引き続き契約を継続致します」との申立人による記載があり、署名捺印が存在する。この事実も考え併せると、募集人が「4%の利息がつく、元本割れしそうな時はすぐ解約するので大きな損はない」と説明をしたとの事実を認めることはできない。なお、上記記載は、申立人と保険会社との間で、本契約を継続することを内容とする合意（和解）と評価することもできることを付言する。